

ニュース
追手前高校吾北分校・
自主防災会合同防災訓練

12月17日、追手前高校吾北分校グラウンドにて、吾北分校と近隣の大久保、上八川土居、本郷、木ノ瀬、枝川地区の各自主防災会との合同防災訓練が開催されました。

仁淀消防組合吾北分署員の指導のもと、消火器の取り扱いや、簡易担架の作成について熱心に取り組みました。

また、分校生と地域の方々協力して、食生活改善推進委員の指導のもと、炊き出し訓練も実施しました。参加者のほとんどが、かまどによる炊飯は初体験でしたが、30分ほどで、お焦げ付きのご飯が炊きあがりました。さらにカ



レー作りにも挑戦し、参加者全員でおいしいカレーライスをお楽しみいただきました。

初めて実施した吾北分校と地域との合同訓練は、参加者の笑顔で幕を下ろしました。今後も吾北分校と地域とのつながりは続いていきます。



ニュース
DIG訓練の実施

12月6日、すこやかセンター伊野でDIG訓練を実施しました。

D I G とは「災害 (Disaster) ・イメージネーション・ゲーム」の頭文字をとった呼称で、地図上で災害の姿や地域の課題を見だし、対策を考えることに取り組む訓練です。

伊野中心部、加田地区、JR 枝川南側地区（是友舎む）、枝川国道北側地区、東浦地区、大内南の谷地区の6か所に分かれて、地震、土砂、浸水など様々な想定される災害に対して、地図上に、地域での安全な場所や危険な箇所、地域の資源などを表記しました。

参加者からは、抽象的にとらえていた災害事象が、地図にプロットすることで実践的・具体的なイメージとしてとらえることができたなどの感想がありました。



お知らせ
国民健康保険・後期高齢者
医療制度加入の皆さんへ

交通事故などに
遭ったとき

▼早めに届出を

交通事故やけんかなど、本人以外の第三者（以降「第三者」）の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただきます。

そのときは、すみやかに医療機関への窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がされないと、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方に「負傷・疾病原因届」の提出を依頼しています。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。



▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い

交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来第三者が支払わなければなりません。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に

国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまうと、国保・後期高齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不利な得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、ご相談ください。

■問い合わせ

町民課
☎893-1117